



健活企業

健康づくりをステップアップ!
健康経営優良法人
申請のすすめ



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

本冊子は健康づくりのステップアップとして、健活企業様が健康経営優良法人認定に向けて取り組んでいただく際に、参考としてご活用いただけることを目的に、健康経営優良法人2020の認定基準解説書などを元に作成しています。

また、実際に認定を受けられた事業所様にもご協力いただき、健康づくりの取り組みについて掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

CONTENTS

● 健康づくりに取り組み、『健康経営優良法人』認定を目指しましょう！	2
● 『健康経営優良法人』申請スケジュール	3
● 健康経営優良法人認定の評価項目	4
● 中小規模法人部門評価項目【必須項目】	
・健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	5
・健康づくり担当者の設置	
・受動喫煙対策に対する取り組み	
・（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データの提供	6
・法令遵守・リスクマネジメント	
● 中小規模法人部門評価項目【選択項目】	
①定期健診受診率（実質100%）	7
②受診勧奨の取り組み	8
③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	9
④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定	
⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	10
⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	11
⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み	
⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	12
⑩食生活の改善に向けた取り組み	
⑪運動機会の増進に向けた取り組み	13
⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	14
⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
● 健康経営優良法人（大規模法人部門）の認定要件	15
● 健康経営優良法人認定事業所の取り組み紹介	16

健康づくりに取り組み、 『健康経営優良法人』認定を目指しましょう！

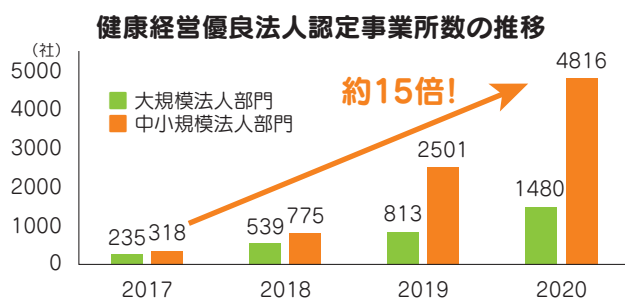
「健康経営優良法人」とは、従業員の健康づくりに積極的に取り組む優良な法人を、経済産業省、日本健康会議(※)が顕彰する制度です。従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

(※)日本健康会議は、行政(経済産業省、厚生労働省、自治体)と民間組織(経済団体、医療保険者、医療団体など)が連携し、健康寿命延伸や適正な医療の実現を目的とした活動体です。

「健康経営優良法人」は年々増加中

健康経営の意識の高まりから、「健康経営優良法人」の認定事業所数は年々増加しています。

全国的に見ると中小規模法人部門では2017年から2020年の4年間で約15倍と大幅に増加しています。



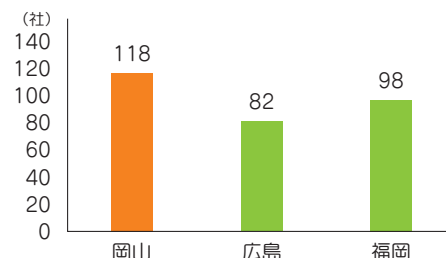
岡山は中四国・九州でトップの認定数

健康経営優良法人2020において、岡山支部の加入事業所様では、大規模法人部門に17社、中小規模法人部門に112社が認定されました。

これは全国8位、中四国・九州ではトップの認定数です。

貴社でも健康づくりの次のステップとして「健康経営優良法人」の認定にチャレンジしてみませんか。

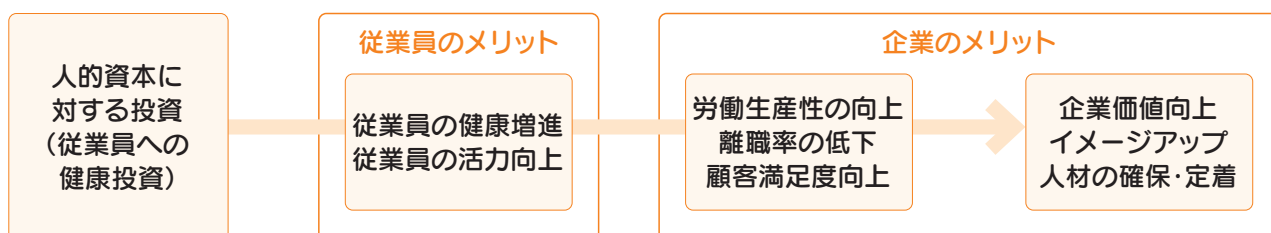
健康経営優良法人 2020 認定事業所数
【中小規模法人部門】
※健康保険組合分も含む



「健康経営優良法人」認定に取り組むメリット

健康経営優良法人認定を目指し、従業員への健康づくりに取り組むことにより、モチベーションの向上などの従業員の満足度が向上し、企業価値の向上や企業のイメージアップにつながります。

また、「健康経営優良法人」に認定されると、従業員の健康づくりに積極的に取り組む優良な法人として社会的な評価を受けることが期待され、人材の確保や定着につながるなどのメリットがあります。



『健康経営優良法人』申請スケジュール

健康経営優良法人は会社の規模により大規模法人部門(ホワイト500)と中小規模法人部門に分かれ、スケジュールや評価項目などが異なります。

健康経営優良法人の申請区分

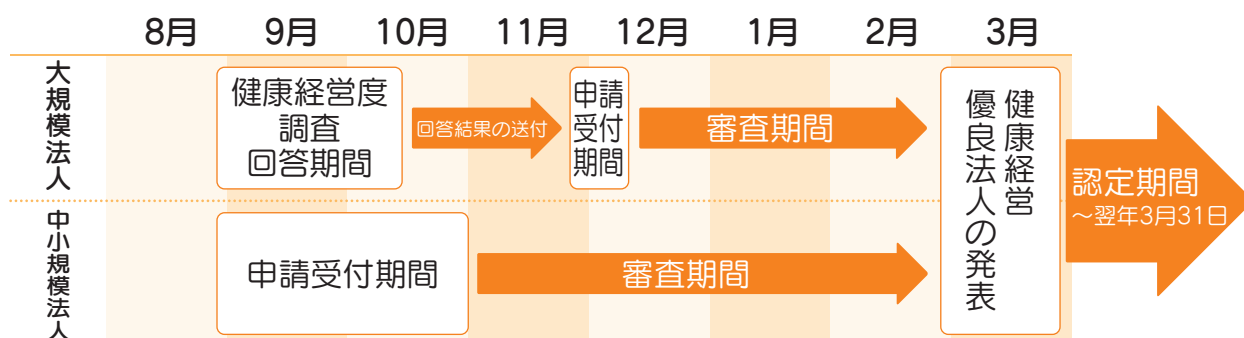
健康経営優良法人の申請区分については、大規模法人部門については従業員数、中小規模法人部門は従業員数または資本金の額などが基準に該当すれば申請可能です。

企 業	【中小規模法人部門】		【大規模法人部門】	健康経営銘柄
				
卸 売 業	1人以上100人以下	中小企業基本 法上の「中小 企業者」に該 当する会社 ※従業員を1名 以上使用してい ること	101人以上	東京証券取引所 上場会社
小 売 業	1人以上50人以下		51人以上	
医 療 法 人・ サ ー ビ ス 業	1人以上100人以下		101人以上	
製造業・その他	1人以上300人以下		301人以上	

申請から認定までのスケジュール(予定)※

健康経営優良法人の申請スケジュールの概要は下記のとおりです。

※下記の申請スケジュールは、健康経営優良法人2020のスケジュールをもとに作成しており、年によって異なる場合があります。



スケジュールや申請区分、認定基準などの詳細は経済産業省のホームページで確認することができますので、申請の際は必ずご確認ください。
(申請書もダウンロードできます)

健康経営優良法人

検索

健康経営優良法人認定の評価項目

健康経営優良法人認定の評価項目は中小規模法人部門と大規模法人部門で異なります。

中小規模法人部門の評価項目は下記のとおりです(大規模法人部門はP.15に掲載)。

※下記の評価項目は健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)より抜粋したもので、年により変更になることがあります。

健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定の評価項目

各評価項目ごとに、P.5～P.14にて取り組み例などを掲載しています。(健康づくりの取り組みの参考としてご活用ください)

必須項目

下記の5項目については全てを満たす必要があります。

- ☑ 健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診
- ☑ 健康づくり担当者の設置
- ☑ (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供
- ☑ 受動喫煙対策に対する取り組み
- ☑ 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告)



選択項目

①～④で2項目以上、⑤～⑧で1項目以上、⑨～⑮で3項目以上を満たし、かつ、①～⑮で7項目を満たす必要があります。

従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討

(下記①～④のうち2項目以上)

- ① 定期健診受診率(実質100%)
 - ② 受診勧奨の取り組み
 - ③ 50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
 - ④ 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定※
- ※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目



健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント

(下記⑤～⑧のうち1項目以上)

- ⑤ 管理職又は従業員に対する教育機会の設定
- ⑥ 適切な働き方実現に向けた取り組み
- ⑦ コミュニケーションの促進に向けた取り組み
- ⑧ 病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み



従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策

(下記⑨～⑮のうち3項目以上)

- ⑨ 保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
- ⑩ 食生活の改善に向けた取り組み
- ⑪ 運動機会の増進に向けた取り組み
- ⑫ 女性の健康保持・増進に向けた取り組み
- ⑬ 従業員の感染症予防に向けた取り組み
- ⑭ 長時間労働者への対応に関する取り組み
- ⑮ メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み



①～⑮のうち7項目以上

中小規模法人部門評価項目【必須項目】

☑健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診

「健活企業宣言」を社内外に発信しましょう！

協会けんぽから送付しました「健活企業」認定証を社内に掲示するなど、健康づくりへ取り組む姿勢を社内外に発信してください。

経営者の方も健診を受診しましょう！

健康づくりを進めるためにも、まずは経営者自身が率先して健診を受診してください。

☑健康づくり担当者の設置

○適合基準(抜粋)

全ての事業場において従業員の健康管理(健康診断や保健指導の実施に関する手続き、特定保健指導の連絡窓口等の実務)を担当する者を定めていること。

健康保険委員を登録しましょう！

「健康づくり担当者」は健康保険委員が担うことができます。

まだ健康保険委員にご登録いただいていない事業所様は、協会けんぽのホームページから登録用紙を印刷し、必要事項を記入してFAXか郵送で送付してください。

協会けんぽ岡山 健康保険委員

検索



健康保険委員様は下記の限定サービスを無料で受けることができます。

「健康保険の事務手続き」

健康保険制度や各種申請書の記入方法をわかりやすく解説した冊子



「健康保険委員だより」

制度改正など事務手続きに役立つ情報をお届け(随時発行)



健康保険研修会 (任意参加)



健康保険委員様限定の各種研修会を開催

☑受動喫煙対策に対する取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の受動喫煙防止に向け、全ての事業場において、敷地内禁煙、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」(平成27年5月)の「4 受動喫煙の防止のための措置」を基に、屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)又は喫煙室の設置(空間分煙)を行っていること。

中小規模法人部門評価項目【必須項目】

☑(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供

○適合基準

以下①又は②のいずれかを満たすこと。

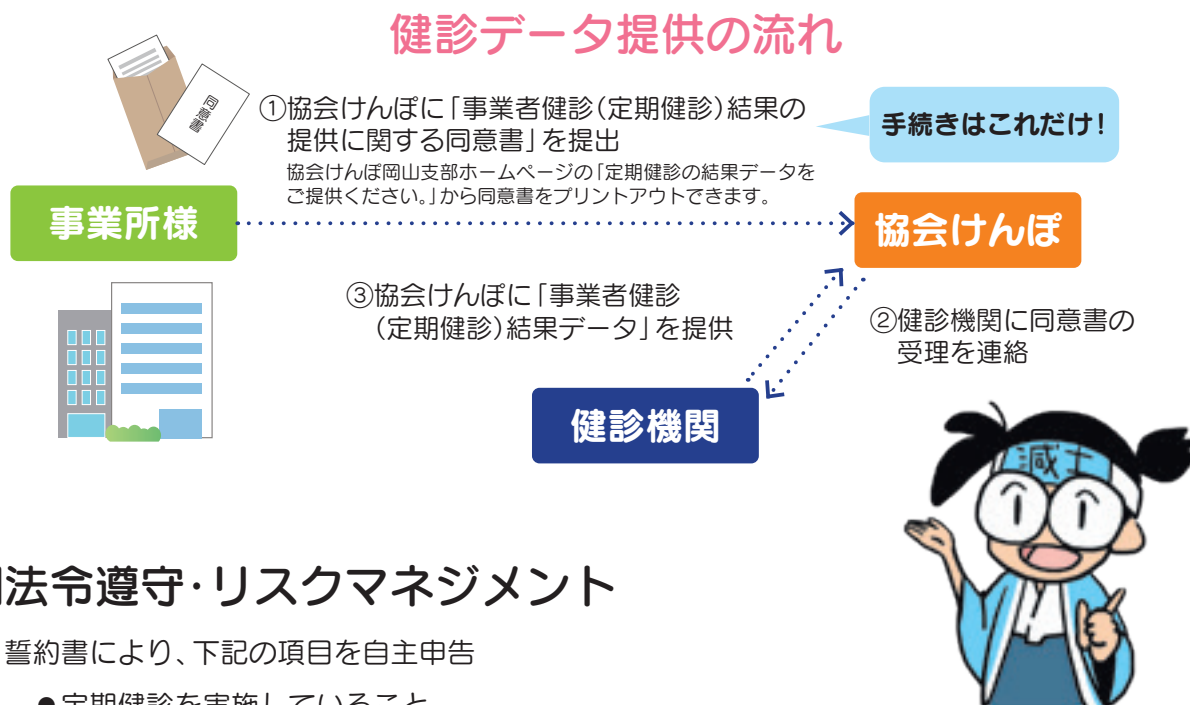
- ①保険者に対し、従業員の40歳以上の健康診断データを提供していること。
- ②保険者からの求めに応じ、40歳以上の従業員の健康診断データを提供する意思表示を保険者に対し行っていること。

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診しましょう！

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診している事業所様は上記①に該当しますので、労働安全衛生法の定期健診(事業者健診)を受診している事業所様は協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えをお願いします。ご検討ください。

協会けんぽへ健診データを提供してください！

事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが困難な場合は、健診結果データを協会けんぽへご提供いただければ上記②に該当します。
健診データ提供の流れについては下図のとおりです。



☑法令遵守・リスクマネジメント

誓約書により、下記の項目を自主申告

- 定期健診を実施していること
- 保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施
- 50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること
- 従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(①～④で2項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

①定期健診受診率(実質100%)

○適合基準(抜粋)

以下①又は②のいずれかを満たすこと。

①やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が100%であること。

②やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が95%以上(20人未満の事業場では未受診者1人以下)であり、未受診者に対しては、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること。

定期健診として利用可能な協会けんぽの生活習慣病予防健診をご利用ください

●検査内容が充実

定期健診項目だけでなく、肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮頸がんの5大がん検査もカバー

		定期健診 (事業者健診)	協会けんぽの 生活習慣病予防健診
検査項目	労働安全衛生法上の定期健診項目 (肺がん検診を含む)	○	○
	大腸がん検診	×	○
	胃がん検診	×	○
	乳がん検診※	×	○
	子宮頸がん検診※	×	○

※乳がん検診、子宮頸がん検診は偶数年齢の女性が追加で受診できます



●お得な健診費用

約19,000円相当の健診が約7,200円で受診可能(差額は協会けんぽの負担)

●定期健診(事業者健診)として利用可

定期健診(事業者健診)の内容を満たしているので、定期健診として利用可

●健診後の健康相談が無料

メタボのリスクに応じて、生活習慣の改善が必要な方に保健師などによる特定保健指導を実施(食生活や運動習慣、健康に関するご相談。詳しくはP.12ご参照)

●申し込みが簡単

令和2年4月から協会けんぽへの申込書が不要になりましたので、直接健診機関に健診の予約のみで受診可

健活企業様限定！生活習慣病予防健診の特典

「健活企業」の従業員の方限定で、県内の一部の健診機関で生活習慣病予防健診に特典あり！特典を受けるための要件などの詳細についてはホームページを参照

健活企業 特典

検索

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(①～④で2項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

②受診勧奨の取り組み

○適合基準(抜粋)

以下①又は②のいずれかを満たすこと。

①定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組み又は制度があること。

②従業員に対し、がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み又は制度があること。

取り組み例 ●要再検査者は、管理監督者である総務部長から該当者へ受診を指示し、受診したかどうかの確認も行っている。

●産業医が該当者に受診するよう指示している。

協会けんぽの
健診

●がん検診を含む協会けんぽの生活習慣病予防健診を会社の健診費用負担で受診している。(P.7ご参照)

医療機関への早期受診にご協力ください

協会けんぽでは、健診で要治療と判定された方で3か月間医療機関を受診していない方へ受診勧奨を実施していますが、その後受診した方は**約1割程度**しかおられません。

一つでも当てはまると危険ですので、医療機関への受診の声掛けと受診の確認をお願いします。

なお、協会けんぽから受診勧奨する基準は表のとおりです。

協会けんぽ受診勧奨基準

血 圧 値		血 糖 値	
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上 (NGSP値)

従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に対して
受診勧奨をお願いします



中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(①～④で2項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

○適合基準(抜粋)

従業員50人未満の全ての事業場において、労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じて、ストレスチェックを実施していること。

または、従業員50人未満の事業所がなく、かつ、労働安全衛生法の義務である従業員50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること。

取り組み例 ●厚生労働省推奨の職業性ストレス簡易調査票(57項目)を用いて、全従業員を対象にストレスチェックを実施している。
※医学的なものに限られ、経営者が行う「セルフチェック」のようなものは含まれません。

- ストレスチェックについては厚生労働省のホームページでダウンロードできます。

厚生労働省 ストレスチェック **検索**

- ストレスチェックについては、「岡山産業保健総合支援センター」でもご相談いただけます。

岡山産業保健総合支援センター
住所:岡山市北区下石井2-1-3
岡山第一生命ビルディング12階
電話:086-212-1222



④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定

※この項目は「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目になっています

○適合基準(抜粋)

従業員の健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する計画を策定し、具体的な数値目標や計画、実施(責任)主体及び期限を定めていること。

取り組み例 ●今年度の所属部署の従業員の有休取得日数を年間平均3日増やす。担当:各部責任者
●対象の方に個別で勧奨を実施し、再検査受診率を100%にする。担当:総務部

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(⑤～⑧で1項目以上かつ①～⑬で7項目以上選択)

⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定

○適合基準(抜粋)

以下①又は②のいずれかを満たすこと。

①研修等による場合

1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している又は外部機関主催の研修等に参加させていること。

②定期的な情報提供による場合

少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行っていること。

- 取り組み例**
- 管理職向けに年1回メンタルヘルスラインケア講座を実施している。
 - 朝礼で衛生管理責任者から健康づくりについて説明を行っている。
 - 従業員向けの禁煙セミナーを実施している。
 - 従業員全員に協会けんぽ岡山支部のメールマガジンを回覧している。

協会けんぽの
サポート

メールマガジン・LINEをご活用ください！

協会けんぽ岡山支部では、メールマガジンやLINEによる健康情報を毎月2回(または随時)無料で配信しています。

健康保険制度の改正や季節の健康情報などの最新の情報をお届けしていますので、配信された情報を社内メールで共有したり、従業員全員でLINEにご登録いただくなど、協会けんぽからの健康情報をご活用ください。

メールマガジンの 登録方法

下記の登録コードを
読み込んでください。



LINEの 登録方法

下記の登録コードを
読み込んでください。



中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(⑤～⑧で1項目以上かつ①～⑬で7項目以上選択)

⑥適切な働き方実現に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

組織として時間外勤務の縮減や有給休暇取得の促進など、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのための取り組みを継続的にやっていること。

取り組み例 ●ノー残業デーを設定し、定時に帰宅するよう勧めている。
●年次有給休暇の取得日数目標を設定し、目標達成できるよう取り組んでいる。

⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員同士のコミュニケーションを目的としたイベント等の取り組み又は外部機関主催のイベント等への組織としての参加を、1年度に少なくとも1回以上定期的に実施していること。



取り組み例 ●会社の全額負担による懇親会を開催してコミュニケーションの向上に努めている。
●コミュニケーションの向上のため、従業員の家族も参加できる社内運動会を開催している。

⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織としての取り組みを行っていること。
具体的には、治療を要する従業員の相談窓口等を明確にし、その周知を図っていること。あるいは対象者の支援体制の整備等の対策を定めていること。

取り組み例 ●「健康づくり支援スタッフ」による傷病をかかえる従業員向けの社内相談窓口を設置し、従業員に文書で通知している。
●時間単位での年次有給休暇が取得できるよう制度を整備している。

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(⑨～⑮で3項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み

○適合基準(抜粋)

以下①又は②のいずれかを満たすこと。

- ①労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導の機会を提供していること。
- ②保険者による特定保健指導の実施を促すため、指導時間の就業時間認定又は特別休暇認定付与や指導のための場所の提供等の取り組みを行っていること。

取り組み例

協会けんぽの
サポート

- 会社と協会けんぽが日程を調整し、勤務時間中に特定保健指導を受けさせている。
- 健診を受診した当日に、健診機関で特定保健指導を受けるよう指示している。

協会けんぽの保健指導は3通り

1. 協会けんぽの保健師・管理栄養士により実施

後日、事業所へ訪問し実施しますので個室の確保と日程の調整をお願いします。

2. 健診当日に実施

特定保健指導の該当となられた方には、健診機関よりお声掛けがあります。対象者様と健診機関において、健診当日の特定保健指導をスムーズに実施するため、事業主様による「同意書」※にて健診機関に周知していますので、ご提出をお願いします。※同意書は協会けんぽ岡山支部のホームページからプリントアウトできます。

3. タブレットを使用したテレビ電話による面談

現場や出張などにより、直接お会いすることが難しい場合は、タブレットなどによるテレビ電話での面談も可能です。



⑩食生活の改善に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の健康課題に基づき、従業員の食生活の改善に向けた普及啓発等の取り組みを継続的にやっていること。

取り組み例

- 自動販売機のメニューを無糖飲料に見直した。
- 仕出し弁当にヘルシーメニューを追加した。

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(⑨～⑮で3項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

⑪運動機会の増進に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の健康課題に基づき、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを継続的に行っていること。

- 取り組み例**
- 社内クラブ活動を推奨し、各種スポーツイベントへ参加している。
 - 徒歩や自転車での通勤ができるよう環境を整備した。
 - 朝礼時に、協会けんぽのスマトレを行っている。

協会けんぽの
サポート



ぜひご活用ください

協会けんぽのスマトレ

「スマトレ」はスマートストレッチの略で、職場でできる簡単な体操です。
ご希望の事業所様にはリーフレットやCDを送付いたしますのでご連絡ください。

スポーツジムなどでの特典

「健活企業」様及びその加入者様は、県内の一部の健康増進施設(ジムなど)で特典が受けられます。出張運動指導を無料で実施できたり、施設利用料が割引になったりなど様々な特典があります。詳細についてはホームページをご覧ください。

健活企業 特典

検索

⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

女性特有の健康課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康課題に関する知識を得るための取り組みを継続的に行っていること。

- 取り組み例**
- 子宮頸がん検査、乳がん検査もできる協会けんぽの生活習慣病予防健診を会社が費用を負担して受診している。

協会けんぽの
健診

国民のがん検診受診率を50%に引き上げるため、国家プロジェクトとして2009年度から「がん対策推進企業アクション」がスタートし、企業のがん対策をサポートしています。岡山県では令和2年4月時点で157社がこの事業に賛同し、パートナー企業として登録しています。推進パートナーになるメリットなどについては下記のページをご参照ください。

がん対策推進企業アクション

検索

中小規模法人部門評価項目【選択項目】

(⑨～⑮で3項目以上かつ①～⑮で7項目以上選択)

⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の感染症予防に向けて予防接種に要する時間の出勤認定、感染者の出勤停止等、感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していること。

- 取り組み例**
- インフルエンザなどの予防接種の費用を会社で負担している。
 - 入口にアルコール消毒液を設置している。
 - 予防接種を受ける時間を出勤時間として認定している。

⑭長時間労働者への対応に関する取り組み

○適合基準(抜粋)

従業員の労働環境を踏まえ、長時間労働者(超過勤務月80時間を超える者、あるいは月80時間未満で各社が定めた基準を超える者)が発生した場合(管理職を含む)の、過重労働防止に向けた具体的な対応策を事前に定めていること。

- 取り組み例**
- 月80時間を超える超過勤務者について、産業医の面接指導を受けさせている。
 - 従業員に、管理職が早期帰宅の呼びかけを実施している。

⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み

○適合基準(抜粋)

メンタルヘルス不調予備群に対する相談窓口を設置し、その周知を図っていること又は不調者が出た場合の支援体制の整備等の対策を定めていること。

- 取り組み例**
- メンタルヘルス不調者の復帰に向け、短時間勤務や業務制限などに配慮している。
 - 相談窓口を掲示板で職員に周知し、いつでも相談できる体制を作っている。

事業場内のメンタルヘルス対策の進め方に関して、「岡山産業保健総合支援センター」でもご相談いただけます。
連絡先はP.9をご参照ください。



健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定要件

大規模法人部門・健康経営銘柄の認定基準などについては、以下のとおりです。

中小規模法人部門とは認定基準の内容が異なりますので、詳細については経済産業省のホームページなどでご確認ください。

大規模法人部門の上位500法人をホワイト500としています。

健康経営銘柄選定における必須要件兼健康経営優良法人(大規模法人部門)認定基準

大項目		中項目	小項目	評価項目	銘柄・ホワイト500	大規模		
1. 経営理念(経営者の自覚)				健康宣言の社内外への発信(アニュアルレポートや統合報告書等での発信)	必須			
				①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	必須	左記①～⑯のうち12項目以上		
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上			必須		
		保険者との連携	健保等保険者と連携					
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	②定期健診受診率(実質100%)			左記②～⑯のうち12項目以上	左記①～⑯のうち12項目以上	
			③受診勧奨の取り組み					
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施					
		対策の検討	⑤健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定 ※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目					
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント		ヘルスリテラシーの向上	⑥管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率(実施率)を測っていること				
			ワークライフバランスの推進	⑦適切な働き方実現に向けた取り組み				
			職場の活性化	⑧コミュニケーションの促進に向けた取り組み				
		病気の治療と仕事の両立支援	⑨病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑯以外)					
	従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的な対策	保健指導	⑩保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率(実施率)を測っていること					
			⑪食生活の改善に向けた取り組み					
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑫運動機会の増進に向けた取り組み					
			⑬女性の健康保持・増進に向けた取り組み					
		感染症予防対策	⑭従業員の感染症予防に向けた取り組み					
		過重労働対策	⑮長時間労働者への対応に関する取り組み					
		メンタルヘルス対策	⑯メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み					
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与					必須
	4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施				必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など。			必須		
当調査の全ての設問(※従業員属性、アンケート、各設問のSQは除く)への回答					必須			



健康経営優良法人認定 事業所の取り組み紹介

協会けんぽ岡山支部では健康経営の取り組みが顕著であった事業所様を支部長表彰しております。

支部長表彰受賞事業所の内、健康経営優良法人に認定されたことがある11社の健康経営の取り組みをご紹介します。

内海産業株式会社	(中小規模法人部門)
株式会社両備リソラ	(中小規模法人部門)
株式会社荒木組	(中小規模法人部門)
ナガオ株式会社	(中小規模法人部門)
旭テクノプラント株式会社	(中小規模法人部門)
株式会社タック	(中小規模法人部門)
鶴山運送株式会社	(中小規模法人部門)
株式会社 NICS	(中小規模法人部門)
一般財団法人淳風会	(ホワイト500)
両備ホールディングス株式会社	(ホワイト500)
株式会社アイスライン	(ホワイト500)

※各部門ごとに「健活企業」認定NO. 順に掲載

内海産業株式会社

岡山市東区西大寺金岡1330-5

〔設 立〕 1957年10月

〔社 員 数〕 約100名

〔事業内容〕 倉庫管理、機器メンテナンス、産業廃棄物処理、印刷加工など



取り組み内容



健康づくりへの取り組みとして、平成25年から毎年年に一度、従業員全員に体力チェックを実施するという取り組みを続けています。チェック項目ごとに「優」「良」「可」の判定をするなど、従業員自らが体力づくりのための課題を見いだせるようにフィードバックを行っています。毎年恒例の取り組みとして定着していますので、「昨年よりいい結果を出そう」といった従業員のやる気向上にも自然につながっています。



まず、経営者自身が健康経営を自覚することが大切であると感じ、当社独自の「健康経営方針」を宣言し、社内外への発信を行いました。また、社内各部署に「健康づくり担当者」を設置し、従業員の健康課題を管理できるよう、組織体制の充実を図っています。



朝礼時の「けんぽ体操」も効果をあげています。毎月発行している社内報には健康コラムを掲載しており、従業員の健康意識を高めています。

株式会社両備リソラ

岡山市北区蕃山町3-7両備蕃山町ビル6F

〔設 立〕 1970年4月 〔社 員 数〕 30名

〔事業内容〕 建設資材及び各種情報機器並びに環境事業に関するコンサルティング機器の販売。建築工事の請負いなど

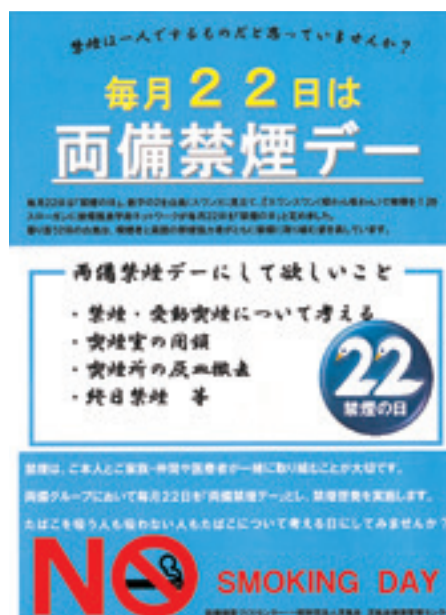


取り組み内容



社員の健康管理に関する取り組みとして、35歳以上の社員には全員、生活習慣病予防健診（人間ドック）を受診してもらっていますが、そのために社内メールなどを通じて受診勧奨や日程調整を行っています。また、両備健康づくりセンターが行っている「両備健康塾」などにも参加し、特定保健指導対象者に対して健康指導を行っています。

月に一度の取り組みとして、「おふいえく」という10分程度の軽い運動を社内で行っているほか、「禁煙デー」を毎月設け、禁煙を呼びかけています。



株式会社荒木組

岡山市北区天瀬4番33号

〔設 立〕 1960年12月（創業1921年4月）

〔社 員 数〕 221名（2020年6月30日時点）

〔事業内容〕 総合建設業



取り組み内容



①コミュニケーション活性化を目的に、職員同士で感謝の気持ちを伝え合う「ありがとうカード」を導入しています。「ありがとうカード」奨励策として、人事考課への反映と社内表彰を実施。この結果、コミュニケーションの活性化にとどまらず、能動的に協力する姿勢が助長され、業務の平準化につながっています。

②様々な工種の協力会社と一緒に学びコミュニケーションをとるため、ともに高め合う勉強会「アラキ・アカデミー」を実施しています。協力会社との関係強化と適切な安全管理の意思疎通で、職員の管理負担や労働時間の削減につながっています。

③各工事現場で業務内容や退社予定時刻などを記入する「いきいきWORKボード」を掲示。業務の見える化で、一人ひとりの効率アップと職員同士で業務の平準化を図っています。

また、協力会社の方も当社職員のスケジュールを把握でき、業務の効率化と無駄の排除を可能としています。



ナガオ株式会社

岡山市北区京橋町10-17

〔設 立〕 1957年12月（創立1931年）

〔社 員 数〕 65名（2020年7月現在）

〔事業内容〕 化学工業薬品製造販売



取り組み内容



Dr.セルフチェックの導入状況

社員の健康管理サポートとして、Dr.セルフチェックシステム（予防医療セルフチェックシステム）を導入しました。それにより自分自身の健康状態を把握することができ、職員の健康意識を向上させることにつながっています。

運動に対する意識が高まり運動頻度が向上していることが、当社の「1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している」人の割合が51%（岡山支部平均20%）というところに表示されていると思います。

マラソン同好会や社内ソフトボール大会等への自発的な参加が活発になるなど運動頻度の向上だけでなく、コミュニケーションの向上にもつながっています。

健診受診については、総務部で各部署の事情を考慮し日程を調整のうえ、必ず全員が受診できるようにしています。健診結果も総務部で管理しており、要精密検査以上の対象者には必ず受診を促しています。



ナガオランナースの写真

旭テクノプラント株式会社

倉敷市新田2403-1

〔設立〕 1978年3月

〔社員数〕 120名（2020年7月現在）

〔事業内容〕 電気工事業など



取り組み内容



社員で賑わうフィットネスルーム

フィットネスルームを完備し、社員が気軽に運動ができるよう、各種運動器具や体重計、血圧計などを用意しています。リラク্সルームを併設しており、お昼休みなどにマッサージチェアを利用できます。

また、残業時間削減のため、ノー残業デーの設定や残業実績表の作成、システムを利用した残業の事前申請などを行っています。部署ごとに夕礼を毎日15時に行い、業務の進捗と退社予定時間などを確認することでお互いにフォローし合い、業務の平準化につなげています。

『旭テクノプラント 健康目標 チャレンジ11』を掲げ、健康増進のための様々な取り組みを行っています。社員と配偶者の健康診断受診率100%・再検査受診率100%の維持継続、社員の肥満率・喫煙率10%未満の達成、有休取得率の向上など、具体的な目標を数値化し、課題達成に向けて取り組んでいます。

健康診断で肥満に該当した社員には、ダイエットに積極的に取り組んでもらうため『ダイエットチャレンジ』を実施しています。『健幸チャレンジシート』を毎月配布し、運動時間の記録や体重の推移を把握できるようにしています。また、社内にフィットネ



業務の平準化を図る夕礼

株式会社タック

備前市吉永町南方1073

〔設立〕 1957年7月5日

〔社員数〕 51名

〔事業内容〕 シールドトンネル工事用特殊資機材の販売・リース



取り組み内容

タックの経営理念は、全社員の物心両面の幸福を追求すること。健康管理・健康づくりの推進は生産性の向上・従業員の創造性の向上、かつ企業のリスクマネジメントとしても重要な役割を果たすと考え、さまざまな取り組みをしています。その一つとして、全員が歩数計を記録し、本州縦断（青森駅～鹿児島指宿駅）に挑戦。毎月集計し、距離を把握。一年後には達成感を感じ楽しく健康について振り返れるよう取り組んでいます。また備前市の協力のもと、栄養指導および調理実習を開催。食



生活からも見直すきっかけづくりとなっています。そして毎週残業時間予定実績の集計・配信により把握と注意喚起などを行っています。タックでは幅広い年齢層が親交を深める社内行事として、研修旅行やボーリング大会も毎年行っております。お互いに信頼・尊敬される関係があってこそ互いのために働くことができ、人として成長し続けていくことが大切と考え、仕事が好きになる環境づくりに取り組んでいます。



鶴山運送株式会社

津山市くめ字団地50-79

〔設立〕 1962年3月

〔社員数〕 66名

〔事業内容〕 一般貨物運送事業、自動車運送取扱業、倉庫事業、作業員派遣



取り組み内容

社員の健康寿命を守ることこそ健康経営であると考え、以下の取り組みを実施しています。

社員の健診（人間ドック）の受診率100%に加え、社員の配偶者の健診費用を事業所が全額負担し、社員が安心して働けるように健康面のサポートをしています。また、インフルエンザの予防接種は事業所が費用を全額負担して全社員が受けています。

出社・退社時には各自で血圧、体温測定をしてその日の自分の体の状態を知ることによって健康意識を高め、セルフケアを推進しています。気軽に



相談できる窓口として、産業医への相談箱を設置し、体調だけでなくメンタルヘルスのケアも行っています。

夏場は水分・塩分補給や休息の取り方を指導したり、社内に塩タブレット・経口補水液・麦茶を用意したり、社内メールでも熱中症警報注意の配信をして熱中症対策を徹底しています。

喫煙対策として、たばこを吸わない人には健康手当を支給し、喫煙者には禁煙を呼びかけています。



株式会社NICS

玉野市宇野1-11-1

〔設立〕 1974年11月

〔社員数〕 78名

〔事業内容〕 ソフトウェア開発、OA機器販売など



取り組み内容

2018年に健康推進プロジェクトを立ち上げ、健康宣言を社内外に発信しました。

社員への情報提供として、グループウェア、社員向けメルマガ、掲示等により、健康に関する情報を発信しています。また、四半期ごとに全社員が集まる報告会では、健康情報、相談窓口、禁煙等の啓蒙活動も実施しています。

食事については、朝食を食べていない時や小腹がすいた時用に栄養機能食品を設置し、自販機にはトクホ茶を入れています。

運動については、業界団体主催のソフトボールやボーリング大会に参加し、毎朝ラジオ体操も実施しています。

健診は全員が受診し、再検査等の人にはその受診結果を提出してもらいます。

感染症対策として、社内に加湿器、体温計、アルコール消毒液、血圧計、AED等を設置しています。フレックスや在宅勤務等の働き方も併せ、従来のインフルエンザ予防（予防接種補助あり）のみならず新型コロナウイルス感染症対策でも活用しました。



一般財団法人淳風会

岡山市北区大供2-3-1

〔設 立〕 1964年2月（財団設立1956年4月）

〔社 員 数〕 354人（2019年9月時点）

〔事業内容〕 健診施設、医療施設（病院・クリニック）の運営



取り組み内容

①淳風会の健診情報管理技術とタニタの健康サポート技術を組み合わせた独自の健康づくりを進めています。

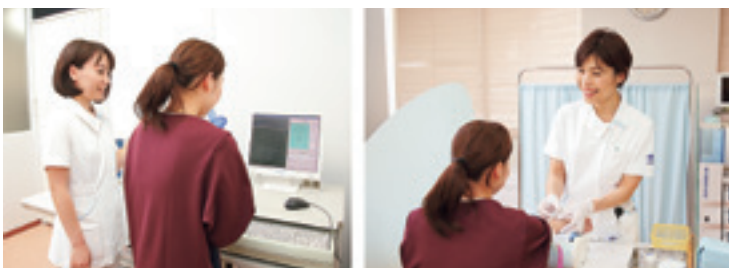
目玉は活動量計（歩数計）を経営陣からパート・派遣まで全従業員約400名に配布し、記録を残すこと。

毎日の歩数、事務所に設置した体組成計や血圧計での計測結果が自動でシステムに蓄積され、一人一人の健康状態管理に役立っています。

機材を整えるだけでなく、日々の歩数を競うイベントを開催するなど、従業員の健康意識向上も図っています。

②生き生きと働ける職場は従業員にとっても魅力的。

特に女性が働きやすい環境づくりを大切にしており、育児費用補助の上限アップや育休取得の対象をパートまで広げるなど、支援を充実させています。



その他、22歳未満の子どもがいるシングルマザーへの家族手当や、病児保育費用手当など多彩なサポートがあり、出産を契機に退職する従業員は近年ほとんどいません。

優秀な女性の活躍はこれからの社会で重要な要素。安心して働けるよう今後も工夫を続けていきます。



両備ホールディングス株式会社

岡山市北区錦町6-1

〔設 立〕 1910年7月 〔社 員 数〕 2300名

〔事業内容〕 交通運輸、旅客船、小売、自動車整備販売、トレーラー製造販売、フィットネスクラブ、不動産



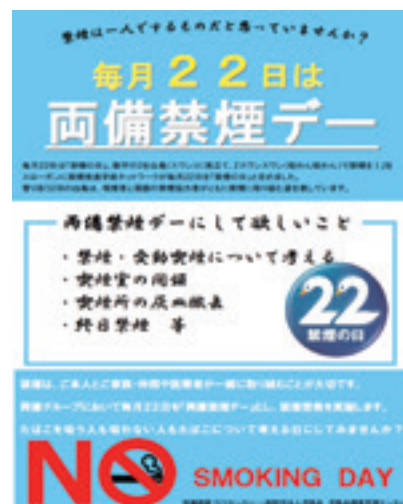
取り組み内容



会社代表からのメッセージ「人間の一番の宝物は家族と健康」、経営理念「忠恕＝真心からの思いやり」、経営方針「社員の幸せ＝健康×能力×やる気＋夢＝個人業績」という方程式で表し、健康の維持確保が幸せの源であると社員に示しています。健康管理だけでなく、健康づくり意識の定着を目指しています。健康管理、健康推進事業への積極的な参加（一部義務付けもあり）を勧めています。具体的には、

役員含む全社員ストレスチェックを実施し、ストレスチェック事後研修会も開催し、結果を改善していく取り組みを行っています。

また、年間を通じて労災二次健診該当者の改善活動やメタボ予備群に対する研修会の開催、指導保健師による職場訪問健康相談の実施、毎月22日の禁煙デーの取り組みを行っています。毎年開催のウォーキングキャンペーンは10/1～11/30の2ヵ月間をチーム単位で競い合い、目標達成チームには記念品を進呈しています。



健康づくりをステップアップ！ 健康経営優良法人申請のすすめ

令和2年7月作成

発 行 全国健康保険協会(協会けんぽ)岡山支部
住 所 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル8階
電 話 086-803-5781(企画総務グループ)
ホームページ [協会けんぽ岡山](#) [検索](#)

